

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号・FAX

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

記

1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

| 飼 育 場 所 | 飼育蜂群数 |      | 備考    |
|---------|-------|------|-------|
|         | 日本蜜蜂  | 西洋蜜蜂 |       |
|         |       |      | 趣味・業者 |
|         |       |      | 趣味・業者 |
|         |       |      | 趣味・業者 |

2 年蜜蜂飼育計画

| 飼 育 場 所 | 飼育予定<br>最大計画蜂群数 |      | 飼育期間        | 備考    |
|---------|-----------------|------|-------------|-------|
|         | 日本蜜蜂            | 西洋蜜蜂 |             |       |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |
|         |                 |      | 月 日から 月 日まで | 趣味・業者 |

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考（１）備考には、趣味養蜂の場合には趣味に、養蜂業者の場合には業者に○をすること。

（２）飼育計画は１月１日から１２月３１日までについて記入すること。

（３）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。

（字、番地が不明な場合は、地図の写しを添付するなど飼育場所が分かるようにすること。）

#### 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。